

# 第一篇 廢藩置縣

## 第一章 上田の廢藩置縣

廢藩置縣の必要

諸大名の版籍奉還に由り、名分上は、天下の土地人民、悉く朝廷の有に歸したるも、因襲の久しき、士民は藩知事を重んじ、朝廷を輕んする傾を脱しない者もあり、又府藩縣三治は、一致たるべきも、其實は容易に舉らない。そして各藩の支配地、各所に散在するもあつて、行政上の不便は尠く無かつた。故に朝廷は大英斷を以て、藩を廢して縣を置くに決し、明治四年七月十四日を以て、全國の藩知事を東京に召集し

廢藩置縣の詔

朕惟ふに、更始の時に際し、内以て億兆を保全し、外以て萬國と對峙せんと欲せば、宜く名實相副、政令一に歸せしむべし、朕憂ニ諸藩版籍奉還の議を聽納し、新に藩知事を命じ、各其職を奉ぜしむ。然るに數百年因襲の久しき、或は其名ありて、其實舉がらざるものあり、何を以て億兆を保安し、萬國と對峙せんや、朕深く之を慨す。仍て今更に藩を廢し縣と爲す、是務て冗を去り、簡に就き、有名無實の弊を除き、政令多岐の憂無からしめんとす、汝群臣其れ朕が意を牴せよ

明治四年辛未七月十四日

上田藩知事の應召  
と詔し給ひ廢藩置縣を宣明し給ふ。此日上田藩知事松平忠禮も、御用召に依て參朝し、此詔を拜し、

藩知事免官の辭

令

同時に

免 本 官

辛未七月

太 政 官

上 田 藩

知事松平忠禮

舊藩主東京府貫  
屬となり上田を  
去る

の書付を渡されて、上田藩知事を免ぜられた。而して東京府に貫属せらるゝ事と成り、後事は大參事以下をして假りに處置せしめ、大事は朝裁を仰がしめた。是に於て、上田藩の名稱は消滅して、上田縣となり、同時に藩領主は上田を去る事と成つた。

舊藩主の舊藩主  
への同情

此時地方、傳達、監察、戸籍、會計、學校の諸掛官員等は、此度の廢藩に付き忠禮公が、公私萬端の處置に就て莫大的費用を要すべき事を察し、下給されし手當金拂米代金などを差上げて、舊藩主の用途の一端に供したいとの考から

今般朝廷御改革に付、從五位様御免職被蒙仰候に付ては、差向公私萬端御處置の儀にて、御入費莫大に可レ被レ爲在、御不手操の御中御尊慮之程奉ニ恐察ニ候、依て一同是迄被ニ下置ニ候、家來給御手當金並會計掛拂米代金等惣て上納仕、聊御用途の萬一を補度跡取續方の儀は、面々被ニ下置ニ候得者幾重にも取續候間、何卒區々の微衷、御諒察被ニ成ニ、御採用の程奉ニ懇願ニ候

との懇願書を呈して、其心情を陳べた。君臣情誼の厚き一端を窺ふに足る一美舉と謂ふべきである。

廢藩置縣の事決定した當日、舊藩知事松平忠禮は左の諭告

廢藩置縣に對  
舊藩主の諭告

散慮之趣謹而致ニ奉戴ニ候、忠禮不肖と雖も、一藩之補翼に因て是迄の藩務盡力今日に至り候ては

朝旨を奉じ

皇威之伸びん事を願而已今也

朝廷因襲之舊弊を被レ爲破大政御更張之御趣旨深く不レ堪ニ感激之至、因ては申迄も無レ之候得共、一同得ニ其意、心得違無レ之様彌益々朝旨貫徹候様勉勵有レ之度候也

大參事の諭達

辛未七月十四日

を發して、舊藩臣等に諭す所があり、又同時に時の大參事師岡政舉、權大參事藤井忠文の名を以て、藩臣等によく、我意を転し、今後朝廷より何分の御沙汰ある迄は、萬事從前通り心得、各自其職務に勉勵すべき旨を諭達せしめた。此時の大參事の諭達は次の如である。

勅書之趣方今の時勢御洞察皇國永久深重の御基礎被レ爲立候義にて、尙此上追々御改正向可ニ仰出ニ義と存候。然るに萬レ舊見に泥ミ候之義、有レ之候ては、從五位様御書下ダ之通、是迄御誠意に御奉公之御趣旨に不ニ相叶、深奉ニ恐入ニ候儀に付、一同得ニ其意ニ、從五位様思召を厚く相繼ぎ、聊心得違無レ之追而朝廷御沙汰有レ之候迄は、萬事從前通り相心得、彌以文武研究各職一層に勉勵相加、御安心候迄盡力有レ之度候也

辛未七月

(沓掛史料)

舊藩主再應舊藩  
臣等に諭さしむ

忠禮は猶此大改革の際に、藩臣等の中に其心得違より、一身一家の歸着處等に付て、急遽周旋營爲するなどの事あらば、人心の不安動搖を、惹き起す恐あるを憂慮し、二人の家臣を至急上田に遣はして諭さしむる所があつた。

今般御改革被ニ仰出ニ候に付、師岡大參事歸縣被ニ仰付、其節從五位様より、厚き御書下ダも有レ之候へば面々御趣意、謹で奉戴可レ致は勿論之處、昨年來既に歸農土着の布令も致置候折柄、斯く御大改革の際に相當り候得者、萬々一心得違、一家一身の歸着所、取急周旋營爲致し候者無レ之哉、若右様之者於レ有レ之は、遂に衆人の動搖を醸し、失躰之儀は申迄も無レ之、不ニ相濟ニ事に付、一同心得違無レ之、様可レ致、且面々一身一家御處置之儀は、朝廷追て御沙汰之次第も可レ有レ之旨、被ニ仰出ニ候儀に候へ

ば、面々彌以、其當る所の職務を勵精し、決して動搖ケ間敷儀、無之様可致旨、兼て師岡大參事へ可レ被仰含遣思召之處、御取落に付、今般町田藤三郎、稻垣雄兩人至急被仰付、前書之趣、厚く一同へ可ニ申達旨、御沙汰に付、其旨孰れも相心得、愈御書下ゲ並今般の御趣意奉戴、精々勉勵いたし候様有レ之度候事

但今般藩を廢し、縣を被爲置、從五位様御免職被爲蒙レ仰候に付ては、先般既に東京府實屬と被レ爲成候御儀、差向御公私之事故、万端別て精詳御取片付、御遺漏無之様被レ遊候は、今日の御當務申迄も無し之、然るに一同之儀は、本文之通り、此上尙朝廷の御沙汰、相待可レ申義にて、固より從五位様御進退とは、同日の論に無レ之候處、万々一心得違、右趣意不ニ相尋、徒に御取片付の義見聞候より、自然浮騒之所業に及び候者有レ之に於ては、以外の事に付、御趣意炳厚く相心得、精々違失無レ之様可レ致事

と輕舉動搖すること無きを戒めた。

大參事一般民衆に諭す一般民衆  
安堵して各自の職業に精勤すべし  
上田藩知事松平忠禮も知事を免ぜられしこと、追て朝廷より御沙汰あるまでは、大參事以下の諸役人が從前通り諸事を處理する故、藩知事廢止後取留めぬ風説等に迷て動搖せず、安堵して各自の職業に精勤すべきを告げた。其諭告は

朝廷より被仰出候三ヶ條之御趣旨左之通

一今般朝廷深き御趣旨被レ爲在候間、天下之藩々盡く御廢し縣と相成候事

一右に付從五位様御免職相成候事

一追て朝廷之御沙汰有レ之候迄者、大參事以下役々此儘にて諸事取扱萬事是迄と不ニ相替候事  
右被レ爲仰出之儀者、朝廷深き御趣意有レ之、當藩而已に限らず、天下の藩々盡く御廢し、藩知事職

の儀も、是亦同様盡く御免に相成候間、御趣意炳厚く相心得可レ申候。乍レ去大參事以下諸役人之義、追々被ニ仰出候迄、是迄通り更に相替り候義無ニ付、兼々從五位様、市在一同取凌ぎ方厚く御世話をレ在候思召を奉じ、彌以て厚く世話を致し遣し候に付、一同安心、銘々職業を相勵可レ申候、萬一心得違、取留ざる風説申觸らし候等之義於レ有レ之は、第一、朝廷之御趣意に相背き、其上從五位様思召に不ニ相叶一、以之外の義に付、其旨能々相心得、只管靜穏に致し可レ申事。

辛未七月

(香掛史料)

明治維新後、度々の改革に遭つた後の事でもあり、又廢藩置縣の事が、天下一般のことゝ諭されたので、領内民衆は、此時何等動搖するが如きは無かつたやうである。

## 第二章 廢藩置縣の當時

### 第一節 信州内の諸藩

信州内の諸藩

明治四年七月廢藩置縣の際、信州内の諸藩は、左表の如く悉く縣と成つた。

| 藩名  | 領分                              | 草高             |
|-----|---------------------------------|----------------|
| 松代本 | 埴科、更級、上下高井、上水内郡の内<br>南北安曇、東筑摩の内 | 十萬石<br>六萬石     |
| 上田  | 小縣、更級の内<br>上伊那、東筑摩の内            | 五萬三千石<br>三萬三千石 |
| 高遠島 | 諫訪、東筑摩の内                        | 三萬石            |

|           |        |         |
|-----------|--------|---------|
| 須坂        | 上下高井の内 | 一萬五十三石  |
| 飯山        | 二萬石    | 須坂      |
| 飯田        | 一萬五千石  | 飯山      |
| 龍岡        | 一萬六千餘石 | 縣       |
| 諸         | 一萬五千石  | 野縣に入る   |
| 岩村田       | 一萬五千石  | 六月二日廢藩中 |
| 南北佐久、小縣の内 | 一萬五千石  | 小諸縣     |

|    |        |        |
|----|--------|--------|
| 須坂 | 上下高井の内 | 一萬五十三石 |
| 飯山 | 二萬石    | 須坂     |
| 飯田 | 一萬五千石  | 飯山     |

|    |        |        |
|----|--------|--------|
| 須坂 | 上下高井の内 | 一萬五十三石 |
| 飯山 | 二萬石    | 須坂     |
| 飯田 | 一萬五千石  | 飯山     |

|           |        |         |
|-----------|--------|---------|
| 須坂        | 上下高井の内 | 一萬五十三石  |
| 飯山        | 二萬石    | 須坂      |
| 飯田        | 一萬五千石  | 飯山      |
| 龍岡        | 一萬六千餘石 | 縣       |
| 諸         | 一萬五千石  | 野縣に入る   |
| 岩村田       | 一萬五千石  | 六月二日廢藩中 |
| 南北佐久、小縣の内 | 一萬五千石  | 小諸縣     |

|           |        |         |
|-----------|--------|---------|
| 須坂        | 上下高井の内 | 一萬五十三石  |
| 飯山        | 二萬石    | 須坂      |
| 飯田        | 一萬五千石  | 飯山      |
| 龍岡        | 一萬六千餘石 | 縣       |
| 諸         | 一萬五千石  | 野縣に入る   |
| 岩村田       | 一萬五千石  | 六月二日廢藩中 |
| 南北佐久、小縣の内 | 一萬五千石  | 小諸縣     |

此表は信州内に治所城地を有する大名のみを掲げたのである。

以上の十縣の外に、維新後早く設置せられた伊那縣、及び其より分置された中野縣とを合する時は、當時十二縣が存在したのである。

## 第二節 伊那縣及中野縣

伊那縣

(一) 伊那縣 明治元年正月徳川慶喜朝敵として討伐せらるに及び、朝廷は徳川氏の所領地を没収するに決し、其地の代官に次の如く達し、民心の動搖を防ぎ同時に事務の引繼準備を爲せた。

今般王政御一新に付、是迄天領と申來候徳川之采地、及賊徒之所領等、念入取調可致、右は從前苛政に苦居候哉の趣も相聞、患難疾病相救之道も相立兼候に付、先無告之貧民天災に罹り困難之者へは、夫々御糺之上御救助も可有之候間、右之旨申諭億兆人民王化に服し候様、精々盡力可仕御沙汰候事但代官支配地所、石數人數帳地圖面等携早々上京可致候、若代官立去候地所は、最寄之國主當分

御預り可申、尤石高圖面等早々可差出事

かくして朝廷の有に歸した幕府領中、信州に在りしものは、元年二月一時尾州藩をして支配取締らしめた。依て尾州藩は各地の代官陣屋所在地に、取締所を置いて之を管治した。元年八月二日朝廷は新に

伊那縣代て尾州  
藩取締管地を治す

伊那縣官員

舊旗本領伊那縣  
の管轄と成る

中野縣

中野縣の管轄  
中野縣

伊那飯島代官所跡に伊那縣を置き、此時迄尾州藩にて取締つて居た、舊幕領及松代藩預長沼二萬石の管轄を此縣に移した。當時の伊那縣上級官吏は、知縣事北小路中務大亟判縣事白井逸藏落合源一郎大野南太郎權判事村松文藏等であつた。明治二年版籍奉還の時、舊旗本の仙石政雄矢澤二松平忠厚塙崎五水野春四郎根々井内藤筋之丞岩村田分家千石松平榮之助千石等の領地をも管する事と成つた。

(乙) 中野縣 高井郡中野村には幕領代官所があつたが、尾州藩取締所も亦此處に置かれた。伊那縣設置の際中野局となり下高井明治三年九月伊那縣管轄の地、南北信に亘り管治上不便渺からざりしかば、九月十七日中野局を中野縣となし、佐久小縣更級埴科水内高井六郡内の伊那縣支配分を割いて其管轄とした。大參事は高石和道權大屬は大掾政徳就任した。此中野縣は明治四年六月二十二日其廳舍を善光寺町字西町西方寺に移し、中野縣を長野縣と改稱し、權知事立木兼善以下皆此所に引移つた。

### 諸縣の置廢

## 第三節 諸縣の置廢

筑摩縣の新設 明治四年十一月太政官は全國内諸縣の廢合を斷行した、其時從來の諸縣皆廢止と成り

今般信濃國從來の諸縣を廢し更に左之諸縣を被置候事

但廢縣從前管轄の地所當未年より物成郷村等新置の縣々に可引渡候事

長野縣

信濃國

筑摩縣

埴科郡 高井郡 水内郡 更級郡 小縣郡 佐久郡  
伊那郡 諏訪郡 安曇郡 筑摩郡

飛驒國一圓

今般廢縣の官員追て御沙汰候迄、新置縣令參事之差圖を受け、從前の廳に於て事務取扱可申候事

辛未十一月

太政官

上田縣廢止

筑摩縣廢され信  
州一圓長野縣管轄と成る

と發表され、新に筑摩縣が置かれ南信四郡及飛驒一國を管し、北信六郡は長野縣の管する所となり、最も早く置かれた伊那縣も、廢藩に由て縣となつた上田縣始め數多くの縣々と、皆廢止される事に成つた。此廢止縣中存置期間の最長かつたのは、元年八月より四年十一月に至る三年餘の伊那縣で、藩名を縣名に改めしものゝ如きは僅に五ヶ月程であつたのである。此時上田には長野縣出張所を置きしも翌五年三月廢止と成つた。

明治九年又府縣廢合の事ありし時、八月二十一日筑摩縣は廢されて其管内なりし飛驒國は岐阜縣管轄に移り、南信四郡は長野縣之を管する事となり、茲に信濃全國長野一縣の管する所となつた。

#### 第四節 幕末の信濃及小縣郡内の支配別

幕末の信濃の支  
配

幕末には信濃國內に、松代、松本、上田、高遠、高島、飯田、小諸、岩村田、龍岡、須坂、飯山の十  
一藩があり、猶此外木曾は名古屋藩、下伊那郡の一部は美濃の高須藩、高井郡の一部は越後椎谷藩領  
であり、此他に旗本領。御料即所謂天領と稱する幕府直轄地もあつて、石高六十一萬五千八百十八石七  
斗三升餘の信濃は、支配者を異にする、幾つかに分れて居たのである。小縣郡の如きも、三大名領、二  
旗本領、天領の三つに分れて居た。今之を表示すれば次の如である。

配幕末小縣郡の支

上田領  
 縣常田、田中、和三分及東上田。豊里中芳田、下吉田。  
 長。傍陽。本原。神川。神科。上田。壇尻。塩川。長瀬一部  
 分。武石。富士里。東塩田。中塩田。西塩田。別所。青木。浦  
 里。泉田。室賀。川邊。城下。  
 (四萬八千石餘)

小諸領  
 (約五千石) 滋野。塩川。丸子下丸子、中丸子の

岩村田領  
 (約千五百石) 依田、御獄堂、飯沼。丸子上丸子、中丸子  
 の一部

(二千石餘) 殿城

豊里、小井田、森、林之郷の一部。

(約三千石) 票津。滋野、別府、原口。和三分、東上田  
 の一部

縣、夏目田、長坂、加澤田。

| 幕領   | 本旗     |        |   |   |
|--|--------|--------|---|---|
|  | 禰<br>頭 | 福<br>澤 | 矢 | 領 |
| (約五千石) 和田。大門。長窪古町。長久保新町。丸子、腰越、<br>長瀬大部分。依田尾野山。西内。東内。 |        |        |   |   |
|  |        |        |   |   |

此表は現村名に

依て區分したる

ものにて、村名

の下なる注記は

舊村名に依り其

支配の異なるを

示す

## 第五節 士族の家祿奉還

士族の家祿奉還

江戸時代に於て、複雑を極めて居た諸階級が、簡単な新階級に整理されたのは、明治二年六月十七日、版籍奉還の時、公卿諸侯の稱が廢されて華族となり、同月二十五日藩知事に對して、一門以下平士に至る迄、皆士族と稱すべしと、達せられたのに、始つたのである。同三年九月の藩制改革の際、士族を士族・卒の二階級としたが、此士と卒との區分は、藩の異なるにつれ、必しも同じでは無かつた。けれども此卒族に屬した者は、小役人足輕等の、輕い者であつたのは、同様である。同五年正月二十九日には、卒の世襲者は士族に、一代抱の者は平民籍に編入して、卒族の名は無くなつた。此士族等は本來職役を帶びて居た所から、其職に相當する職祿即ち家祿を給與さるゝ特權を有して居た、其は現在職に就て居なくも、其本質上、職に就くべき者と、見做してある。然るに彼等は家祿を有して居ても其大多數は到底生計を維持し得ない程の少額の支給に止つたのであるから、政府は之を救濟せんとの考から、明治三年十二月十八日に、在官者以外の華士族、卒に、自由に農商工に、從事する事を許した。依て社會政策上士族等をして、就産せしむる方法として、同六年十二月廿七日家祿奉還規則を發布し、先づ祿高百石未満の者に限り、奉還の代償として、永世祿の者には、家祿六ヶ年分、終身祿の者には、同四ヶ年分を、半數は現金半數は年八分利付の公債證書を下賜し、同七年十一月五日には、祿高百石以上の者にも、奉還を許した、此公債を秩祿公債と呼んだ。元金は二ヶ年間据置き、三ヶ年目より、七ヶ年間に、抽籤法に由て、償還する定であつた。此條例が發布せらるゝや、家祿の奉還を願ひ出づる者、頗る多く、明治七、八年の比には、全國に於て、十三萬五千八百餘人を。算するに至つた。然し數百年間封建治下に在て、世祿を食んで、生活して來た士族等が、急に農商工者に伍して、就産する事は、如何にしても無理なことで、折角政府に於て、還祿士族等の爲めに、官林荒蕪地等の拂下規則など制定して、其便を

在官者以外の華士族、卒に、農工商に從事するを許す  
家祿奉還規則

秩祿公債

家祿奉還の出願  
者多し

金祿公債證書を  
與へて家祿制度を  
全廢す

圖つたにも拘らず、一跌目的を失て事業は起らざる間に、還祿に依て得たる資金は、消費し了り、流離彷徨の慘状に陥る者、尠くなかつた。故に明治八年三月内務卿は「今般各地の現場模様取調候處中には稍恒産の端緒に就き候者も相見え候得共、目前の浮利に迷ひ、一跌目的を失し、忽ち究乏に陥る者、十の七八にして、東京府及北條縣の如きは、其最も甚しき者に有レ之、今日の景況を以て、將來を推考仕候得ば、到底就産安着の場合に可立至<sup>ニ</sup>は萬々無ニ覺束<sup>ニ</sup>被<sup>ニ</sup>相考<sup>ニ</sup>候依<sup>レ</sup>之猶精細實地取調の上、目的相立可<sup>ニ</sup>伺出<sup>ニ</sup>候に付家祿奉還<sup>ニ</sup>、應御見合相成度」と太政官に提議した、之れに依て、七月十四日遂に停止となつた。けれども、家祿の現米支給は、極て不便厄介な上に、不生産的に巨額の國費を要するので、政府は大英斷を以て、明治九年八月、一時に金祿公債證書を下賜し、家祿制度を全廢する事にした。此公債は、同十年より五ヶ年間据置き、同十五年より抽籤に依て、毎年其元金を償還する定であつた。此處で迄の有祿者は、金祿公債所有者に變じ、同時に家祿を有せし士族階級と、平民階級と、何等相違無い社會と成つた。此事は廢藩以後、全國に通した情勢であつたのであるが、我上田藩の如きも、同様であつただらうと思はれる。傳ふる所に據れば、此金祿公債證書の買人が諸方より入り込んだことがあつたと云ふ。

## 第六節 上田藩知事松平忠禮の留學

松平忠禮の留學

茂韶　徳島藩主蜂須賀

藩知事の職に在りて、廢藩の事は早晚必ず行はるべきものなるを悟り、職を辭して東京に出で、更に外國に留學せんと決心し、辭職を申出でしも、藩情許さざるものありて、遂に其實現を見るに至らなかつたが、廢藩後明治五年歐州に留學し、歸朝の後、全權公使、東京府知事、貴族院議長、文部大臣等の要職に歴任した、舊徳島藩主蜂須賀茂韶は、大名華族中俊敏を以て、尤も著はれた人であるが、我上田藩知事松平忠禮も、明治四年三月、自分は藩知事の職に在るも、僻陋の地に居るので、自然固陋の舊套を

第三紀 第一篇 上田藩知事松平忠禮の留学

四九六

松平忠禮の留学  
願

脱する事が出来ぬ、隨て藩知事の職を完ふし得るや否や心許無い、故に東京へ出て、學問の修業をなし、其重任を果し得べき人材たらんことを欲し、左の如き願書を、太政官に差出した  
不肖之身を以て藩知事奉職罷在候處荏苒僻陬に消光仕候ては固陋之舊套に陥り負荷の重任堪兼可レ申哉興、恐懼之至に御座候、依レ之此節より東京へ罷出學問修業一際勉勵仕奉レ報ニ聖恩之萬一一、志願に御座候、尤藩政向之儀は大小參事に委托仕置重事件難レ決儀有レ之候節は時宜に寄り歸藩之上處置仕度奉レ存候、何卒願之通御允俞被ニ成下置ニ候様奉レ願候、此段御執奏可レ被レ下候 以上

辛未三月二日

辨官御中

上田藩知事 松平忠禮

此奇特にして新しい願出は、早速聽許せられ、同月五日聞届済と成り、忠禮は二十二日上田を出發して、東京に向つた。廢藩後、更に海外留學を思立ち、明治五年七月一日北米合衆國に赴き、修業七ヶ年にして、其地の大學生を卒業の上歸朝し、後外務省又は官内省に職を奉じ、當時の大名華族中、有數の人と成つた。(松平忠禮公)